

沼津みなとまちづくり推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、「沼津みなとまちづくり推進協議会」（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年12月に静岡県が策定した「沼津港みなとまちづくり推進計画」（以下「計画」という。）について、沼津港を取り巻く情勢の変化を踏まえ、計画改定に向けた内容について協議することを目的とする。

（組織・会議）

第3条 協議会は、専門的知見を有する者（以下「有識者」という。）、地元関係団体の職にある者（以下「沼津港地域関係者」という。）及び行政関係の職にある者（以下「行政関係者等」という。）の内から、静岡県知事が委嘱するものとし、構成は別表－1のとおりとする。別に、「沼津みなとまちづくり推進協議会事務局」（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 協議会には、構成員の互選により座長を置く。
- 3 座長の任期は、第2条に定める計画の改定が完了し、本協議会がその役割を終える日までとする。
- 4 座長は、必要に応じて協議会を招集する。
- 5 座長は、協議会を代表し会務を総括する。
- 6 座長が事故等により職務遂行が困難なときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。
- 7 協議会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 8 協議会の議事は、構成員間の十分な協議に基づき、合意形成を図るものとする。
- 9 協議会は原則公開としその傍聴に関して必要な事項は別に定める。

（事務局）

第4条 事務局の構成は、別表－2のとおりとする。

- 2 事務局は、関係首長（静岡県知事、沼津市長）の意見を聴取した上で計画改定案を取りまとめ、協議会に提案するものとする。
- 3 事務局は、協議会の運営に関する庶務、議事録の作成及び保管、関係機関との連絡調整、その他協議会の円滑な運営に必要な業務を行う。

（参考人からの意見聴取）

第5条 協議会は、必要と認めるとき、参考人から意見聴取することができる。

（雑則）

第6条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し、必要な事項は別途定める

ことができる。

(附則)

この規約は、令和8年 月 日から施行する。

別表－１ 沼津みなとまちづくり推進協議会 構成員名簿

(敬称略)

分 類		所 属・役 職	氏 名
有 識 者	まちづくり	日本大学 理工学部 まちづくり工学科 教授	岡田 智秀
	賑わい	同志社大学大学院 ビジネス研究科 教授	大串 葉子
	観光	一般社団法人 美しい伊豆創造センター 事務局次長	鈴木 孝文
		株式会社 JTB 静岡支店 観光開発プロデューサー	村瀬 達也
	官民連携	一般財団法人 みなと総合研究財団 首席研究員	上島 顕司
沼 津 港 地 域 関 係 者		沼津商工会議所 副会頭	土屋 雄二郎
		特定非営利活動法人 沼津観光協会 会長	望月 善人
		沼津魚仲買商協同組合 専務理事	後藤 克裕
		沼津埠頭株式会社 代表取締役	柳川 典之
		沼津魚市場株式会社 取締役総務部長	藤島 隆
		ぬまづみなと商店街協同組合 理事長	佐藤 のり子
		港八十三番地・沼津港深海水族館 代表	佐藤 慎一郎
		周辺自治会（千本常盤町）会長	吉田 伸一郎
		周辺自治会（港湾区）会長	田村 一夫
行 政 関 係 者 等		静岡県 交通基盤部 参事(交流・通商担当)	市野 智一
		静岡県 沼津土木事務所 所長	熊谷 修孝
		沼津市 副市長	村松 毅彦
		沼津市 産業振興部 部長	八木 健一
		沼津市議会 総務経済委員会委員長	小泉 宣子

別表－２ 沼津みなとまちづくり推進協議会 事務局 構成機関

事 務 局	静岡県 交通基盤部 港湾局、沼津土木事務所 沼津市 産業振興部 水産海浜課、観光戦略課
-------	--